

2012 年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法学部	身分	教授
氏名	只木 誠		
NAME	TADAKI, Makoto		

1. 研究課題

(和文) ドイツにおける「生命倫理と法」—先端的議論と今日的課題—

(英文) Biorechit in Deutschland

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度）

(和文)
現在、いずれの国においても現代的かつ重要な議論のテーマのひとつであると考えられる生命倫理と法の問題について、報告者は、これを研究テーマの一つとして研究に取り組んできたところ、本特定課題研究においては、臨死介助(安楽死)や承諾などを含む広い範囲の問題についてその法的問題点をさぐり、検討を加えることを行ったものである。具体的には、生命倫理と法をめぐる欧米、特にドイツ及びヨーロッパとわが国とにおける議論の状況を比較法的に掘り下げて考察することをその柱とした。

また、これと並行して、海外のシンポジウムへの出席や外国研究者を招聘しての研究会の開催等の活動にも力を入れた。すなわち、2012年4月の日本比較法研究所の協力を得ての生命倫理コロキウムの開催、2012年7月のトルコ・イスタンブールで開催された医事法学会での報告、2013年3月にドイツ・ギーセンで開催されたドイツ・日本・トルコ共同の「刑法と生命倫理」コロキウムでの報告などである。

一方、承諾というキーワードを持って生命倫理と法というテーマに取り組んだロートエルメル著作について、比較法研究所研究所員の協力のもとこれを翻訳し、日本比較法研究所翻訳叢書として発表している。

(英文)
The problem about bioethics and law was studied by this research expense. In particular, the situation of Europe and Japan was compared, the subject point in Japan was explored, and it worked on the solution. Moreover, the report of research about bioethics and law was performed at symposium, such as Istanbul in Turkey, and Giessen, Germany. On the other hand, the study group by an overseas researcher's participation was held with the help of the Institute of Comparative law in Japan.

4. おもな発表論文等 (予定を含む)

【学術論文】(著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月)

「Penal Law Dimensions of Medical Malpractice in Japan」比較法雑誌
46巻3号 233頁~241頁(2012年)

「ガンター・デトゲ: 医学法における年齢区分の機能 - 医療行為と承諾」
比較法雑誌 46巻1号 69頁~90頁(2012年)

【学会発表】(発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月)

きさるあぐのま心のマーマの編編が要重のや前升展よアハはコ国の共生ワ、遊思

【図書】(著者名、出版社名、書名、刊行年)

只松成監訳『承諾、拒否権、共同決定』日本比較法研究所
毎月読叢書68(2014、中央大学出版会)

【その他】(知的財産権、ニュースリリース等) 2013年、吾群のて会学志区本に共開テ

るあうと本書群のうスモオロコ「医倫命生と死問」の問共になイ・本日・マ
ロシ人眼目理コヤ一テらハと共と野命命生アの対さハ一ローネらハは部承、共一
、「リ殖騰を共ことまの代樹の員河突種河突種共種出、アハハコ著者のかメハエー
るハア「読登ア」も書業掲臨研読共種本日

The problem about bioethics and law was studied by this research expense. In particular, the situation of Europe and Japan was compared. The subject point in Japan was explored, and it worked on the solution. Moreover, the report of research about bioethics and law was performed at symposium, such as Istanbul in Turkey, and Gießen, Germany. On the other hand, the study group by an overseas researcher's participation was held with the help of the Institute of Comparative Law in Japan.